

柳井市災害廃棄物処理計画の概要

計画の目的

- ・自然災害による被害を軽減するための平時の備え（体制整備等）
 - ・災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策
- の必要事項のとりまとめ

計画策定の背景

(P.1)

阪神淡路大震災

東日本大震災

・被害が広範囲 ・近年、風水害が頻発

災害廃棄物対策指針策定 (H26. 3)

防災的観点から事前に災害廃棄物処理の対策を講じることが重要

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (H28. 1)

地方公共団体が災害廃棄物処理計画を策定することを明記

災害廃棄物とは

(P.4)

『災害により排出される廃棄物』（事業活動に伴うものを除く）

【例】がれき類（コンクリート、木くず、金属くず）、避難所ごみ、仮設トイレのし尿等

基本的な考え方・対象

(P.5,6)

災害廃棄物

処理責任

市町村

事業系廃棄物

処理責任

事業者

対象とする災害

柳井市災害対策本部が設置される大規模な災害（「南海トラフ巨大地震」を想定）

対象とする業務

収集運搬、再資源化、中間処理、最終処分等の一連の廃棄物処理業務

計画の位置付け

(P.2)

災害対策基本法

防災基本計画

災害廃棄物対策指針

大規模災害発生時における
中国ブロック災害廃棄物対策行動計画

山口県災害廃棄物処理計画

柳井市災害廃棄物処理計画

柳井市災害廃棄物処理実行計画
(発災後策定)

組織体制

(P.13,14)

災害対策本部

衛生対策部

庶務班（市民生活課）

- ・産業公害、その他の環境対策に関すること
- ・部内の庶務、連絡調整に関すること

防疫清掃班（市民生活課）

- ・衛生施設の災害対策・被害状況に関すること
- ・防疫一切の総合実施に関すること
- ・じんかいの収集・処理に関すること
- ・廃棄物処理業者への応援要請に関すること

協働班（税務課）

- ・非常事態の場合の総務部、災害救助部、衛生対策部等の応援に関すること

上下水道対策部

下水道班（下水道課）

- ・下水道施設及び農業集落排水施設の被害調査・復旧に関すること
- ・仮設トイレの設置に関すること

土木港湾対策部

土木港湾班（土木課）

- ・道路橋梁、河川等の被害防止並びに応急対策に関すること
- ・災害時における建設業者並びに関係機関との連絡等に関すること

処理スケジュール

(P.26)

最長3年間で終わることを目標

実行時期	初年度		次年度		三年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場設置	■					
災害廃棄物等の搬入	■	■	■	■	■	■
災害廃棄物等の処理		■	■	■	■	■

災害廃棄物の処理

(P.19～)

被害想定

対象：南海トラフ巨大地震(市内最大震度：6強、最大津波水位：T.P.3.8m)

建物被害想定(風速 15m/s、冬 18 時のケース) ※火災による建物被害なし

全壊棟数					半壊棟数				
原因別				合計	原因別				合計
揺れ	液状化	土砂災害	津波		揺れ	液状化	土砂災害	津波	
56	78	4	586	725	1,053	416	8	6,593	8,069

災害廃棄物発生量等の推計値 ※発災直後(1週間以内)

避難者数※	災害廃棄物発生量	仮置場必要面積	避難所ごみ※	し尿収集必要量※
8,389 人	90,950t	46,616 m ²	6.0t	57,136ℓ/日

処理能力

周東環境衛生組合清掃センター(一般廃棄物焼却施設) ※H30 年度実績

施設規模	年間実処理能力①	年間処理量②※	余裕分①-②
69t/24h×2 炉	24,010t	20,493t	3,517t

柳井市不燃物処理場(一般廃棄物最終処分場) ※H29 年度実績

全体容量	年間埋立量※	残存容量
166,087 m ³	1,007 m ³	83,508 m ³

周東環境衛生組合衛生センター(し尿処理施設) ※H30 年度実績

施設規模	年間処理量※
120kℓ/24h	35,802kℓ

生活ごみ・避難所ごみ、し尿

(P.19～)

生活ごみ・避難所ごみ

- 生活ごみ・避難所ごみは、被災後3日以内を目途に収集体制を確保します。
- 分別方法は平常時と同様とします。

し尿

- 被災地域や被災状況、程度に応じて、仮設トイレの要否、基数等を判断します。
- 民間団体と協力して仮設トイレを確保します。
- 仮設トイレのし尿の収集は委託業者が行い、周東環境衛生組合衛生センターでの処理を基本とします。

処理の流れ

1. 被災状況の把握

- 市内の被災状況の情報収集を行います。
- 市内の一般廃棄物処理施設の被災状況を把握します。

2. 災害廃棄物処理実行計画策定

- 発災後速やかに策定します。→処理の進捗に合わせて段階的に見直しを行います。
- 災害廃棄物発生量の推計、収集運搬ルート、仮置場、中間処理施設等を決定します。

3. 収集運搬

- 住民用仮置場(暫定置場)への排出は市民が行い、それ以降の運搬は本市が行います。

4. 仮置場確保

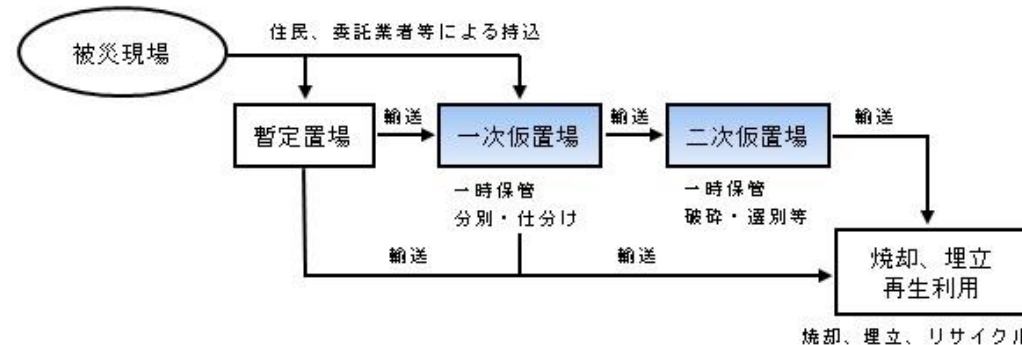
- 一次仮置場、二次仮置場、住民用仮置場(暫定置場)等を設置し、適切に分別します。

5. 中間処理(焼却)

- 被災した廃棄物中間処理施設において、早期に復旧作業を行い、処理体制を確立します。

6. 最終処分(埋立)

- 被災した最終処分施設において、早期に復旧作業を行い、処理体制を確立します。



その他

(P.43,46～)

有害
廃棄物

事故防止のため早期適正処理を行います。
＜例＞廃農薬、カーバッテリー、ガソリン、ガスボンベ、消火器、使用済み注射針等

貴重品
等

所有者へ引渡します。
＜例＞財布、通帳、位牌、アルバム等

廃
バイク

二輪リサイクルシステムでのリサイクルを行います。
一時保管等は廃自動車と同様です。

廃
自動車

自動車リサイクル法のルートでのリサイクルを行います。
所有者不明や急を要する場合は、市が移動、一時保管します。

廃家電

家電リサイクル法のルートでのリサイクルを基本とします。
＜対象＞家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機)